

## 第7章

# 多様な社会参加の促進

第1節 社会活動への参加の支援

第2節 就労・起業の支援

第3節 福祉のまちづくりの推進

## 第7章 多様な社会参加の促進

### 第1節 社会活動への参加の支援

- 介護を必要とする高齢者は、社会全体で支えていく必要があります。一方、多く的高齢者は元気であることから、多様な分野で社会参加することにより、「支えられる存在」から「地域を自ら支える存在」へと高齢者像を一新し、広く都民に発信していきます。
- 社会参加に意欲的な高齢者を「地域社会を支える担い手」と位置付け、豊かな知識・技術・経験を生かしながら、自主的かつ継続的に活動できる環境を整備していきます。

#### 1 高齢者の多様な社会活動の支援

##### 【現状と課題】

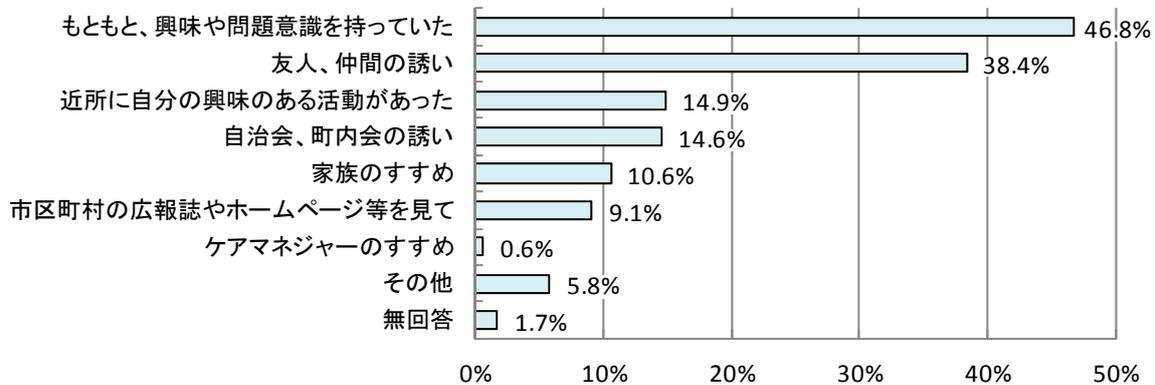
- 高齢者は、地域において安心して生活できるよう支援を受ける側となるばかりでなく、地域とのつながりを持ちつつ「地域社会を支える担い手」として社会参加していくことも期待されます。
- 東京都の高齢者のうち、要介護（要支援）認定を受けている高齢者の割合は2割を下回っており、多くが元気な高齢者です。自らの生きがいを高め、健康づくりを進めるために、文化・スポーツ活動、老人クラブ活動、ボランティア活動など多様な社会参加の機会を提供していく必要があります。
- 日本経済をリードしてきた都内の約60万人の「団塊の世代」は、平成24年から平成26年にかけて65歳を迎え、生活の中心が会社から地域社会へと移っていきます。これまで、仕事を通じて充実感や達成感を得てきた人の中には、ボランティア活動、NPO活動などの活動を通じて社会に参加し、自己実現したいと考える人も増えることが考えられます。
- 平成23年3月11日の東日本大震災をきっかけとして、ボランティア活動に対する意識が「高まった」と回答した割合を世代別に見ると、60歳以上が29%で一番高くなっています<sup>1</sup>。
- 「団塊の世代」を初め、地域での社会参加に意欲的な高齢者の知識・技術・経験を積極的に生かすことができるよう、活動の場所や機会の確保が必要です。
- 介護予防に資する介護支援ボランティア活動を行った高齢者に対しポイントを付与し、申出があった場合にそれを地域支援事業交付金を財源として換金し、介護保険料の支払

<sup>1</sup> 財団法人経済広報センター「ボランティア活動に関する意識・実態調査報告書」（平成23年7月）

に充てることなどができる事業である高齢者ボランティア・ポイント事業は、平成23年度には11区8市町で展開されています<sup>2</sup>。

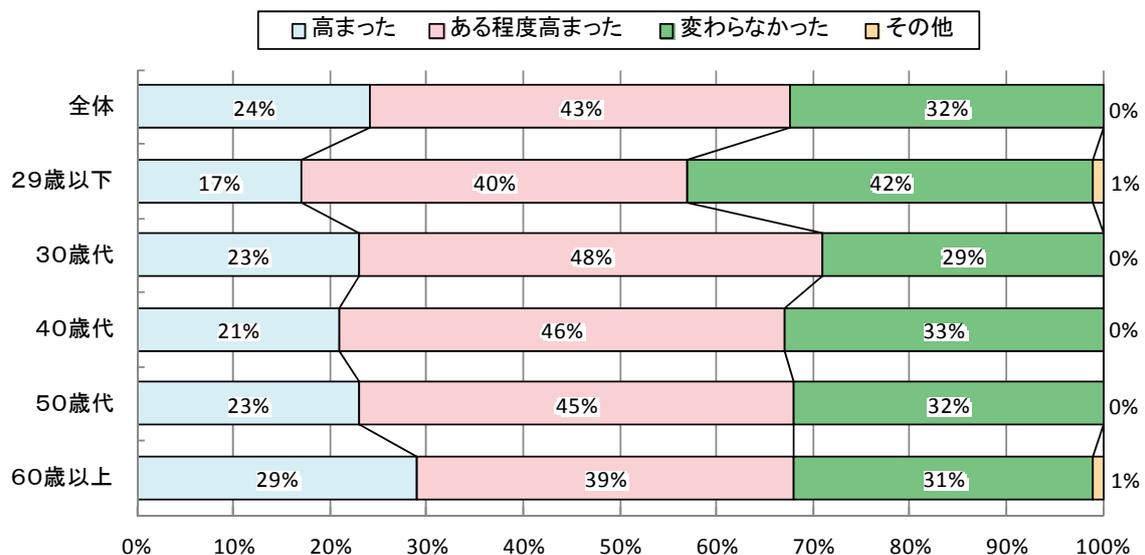
<地域活動を始めたきっかけ（複数回答）>

総数=2,329人



資料：東京都福祉保健局「高齢者の生活実態 東京都福祉保健基礎調査」（平成22年度）

<東日本大震災によるボランティア活動への意識の変化 [全体・世代別]>



(注) 小数点以下を四捨五入しているため、100%とならない場合がある。

資料：財団法人経済広報センター「ボランティア活動に関する意識・実態調査報告書」（平成23年7月）

【施策の方向】

- 多様なニーズを持つ高齢者の生きがいづくりや自己実現に役立つよう、ボランティア等の社会活動、地域活動などへの参加を促進し、地域社会で活躍できる機会を提供する

<sup>2</sup> 高齢者ボランティア・ポイント事業の実施は、各区市町村の判断によるものである。実施している一つの取組として、稲城市「介護支援ボランティア制度」がある。

など、支援していきます。

- 高齢者の健康増進や仲間づくり活動を支え、世代を超えた交流を促進するため、文化・スポーツ活動、老人クラブ活動等を支援します。

### 【主な施策】

#### ・老人クラブ助成事業〔福祉保健局〕

老人クラブによるボランティア活動、生きがいを高めるための活動、健康づくりを進める活動を支援します。

#### ・老人クラブ等活動推進員設置事業〔福祉保健局〕

東京都老人クラブ連合会に老人クラブ等活動推進員を設置し、老人クラブ活動等の充実と発展を図ります。

#### ・老人クラブ友愛実践活動助成事業〔福祉保健局〕

高齢者の社会活動への参加の推進と高齢者による高齢者援護の推進を図るため、老人クラブの会員が地域の寝たきり高齢者、一人暮らし高齢者等を訪問し、良き話し相手、外出援助などを行う友愛活動の組織化を支援します。

#### ・老人クラブ健康教室事業〔福祉保健局〕

高齢者の自覚的な健康づくりへの取組と正しい介護知識の普及を図るため、老人クラブ連合会が老人クラブ会員、地域の高齢者等を対象に実施する健康教室の開催を支援します。

#### ・シルバーパスの交付〔福祉保健局〕

70歳以上の都民を対象として、都営交通、都内の公営・民営バスが利用できる「シルバーパス」を交付することにより、高齢者の社会活動への参加を促進します。

#### ・地域支援事業交付金〈再掲〉〔福祉保健局〕

区市町村が行う地域支援事業（介護予防事業、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業）を財政的に支援するため、介護保険法に定められた割合に基づき交付金を交付します。

#### ・元気高齢者地域活動促進事業〔高齢社会対策区市町村包括補助事業〕【新規】〔福祉保健局〕

地域のつながりや高齢者の活動の場の活性化を図るため、地域の元気な高齢者が自主的に行う地域貢献活動、文化スポーツ活動などの各種活動について支援する区市町村の取組を支援します。

#### ・東京ボランティア・市民活動センター事業補助〔生活文化局〕

社会福祉法人東京都社会福祉協議会が設置・運営する「東京ボランティア・市民活動

センター」への事業補助を通じて、多くの都民がボランティア、NPOなどの幅広い市民活動に参加しやすい環境を整備します。

・視覚・聴覚障害者教養講座〔教育庁〕

高齢者を含めた成人の視覚・聴覚障害者を対象に、日常生活や健康の保持増進に役立つ知識の習得や晴眼者・健聴者との相互理解・交流を図るための教養講座を実施します。

・都民生涯スポーツ大会〔スポーツ振興局〕

生涯にわたるスポーツ活動のより一層の普及・振興のため、中高年を対象にスポーツ大会を実施します。

・都民スポレクふれあい大会〔スポーツ振興局〕

世代を超えた触れ合いと、健康・体力づくり、生きがいに資するため、子供から高齢者まで参加できるスポーツ・レクリエーション大会を実施します。

・シニア健康スポーツフェスティバルの開催〔スポーツ振興局〕

高齢者に適したスポーツや健康づくり活動を行い、多くの高齢者の健康増進の取組や仲間づくりを広げ、明るく活力ある長寿社会づくりを支援します。

・「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」への参加支援〔スポーツ振興局〕

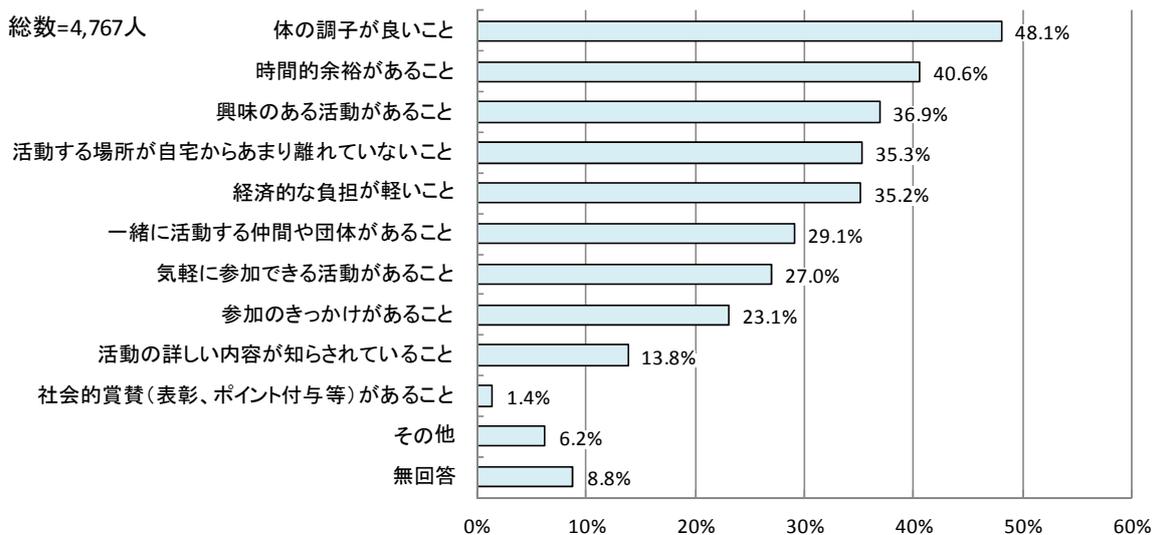
毎年秋に開催されている高齢者を中心とするスポーツ、文化、健康と福祉の総合的な祭典である全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手団の派遣を支援しています。

## 2 高齢者が地域を活性化するための仕組みづくり

### 【現状と課題】

- 都市化の進展やライフスタイルの変化に伴い、地域の連帯感が希薄化し、地域社会の支え合い、すなわち「互助」の機能が弱体化しています。
- このため、「団塊の世代」を初め元気で活動意欲の高い高齢者が「地域社会を支える担い手」として、防犯、防災などの地域の安全・安心の確立、一人暮らし高齢者の見守りなど、地域社会を活性化する活動に積極的に取り組むことが期待されます。このような活動は、高齢者自身の閉じこもり予防にもつながります。
- 「団塊の世代」や元気な高齢者の中には、地域での活動等に興味を持っている人が多いです。しかし、地域活動を発信する情報が不足していること、活動と担い手を結び付ける（マッチング）機能が弱いことなどが要因となり、その興味が実際の活動に結び付いていないという状況があります。

### <地域活動に参加しやすくなると思える条件(複数回答)>



資料：東京都福祉保健局「高齢者の生活実態 東京都福祉保健基礎調査」（平成22年度）

### 【施策の方向】

- 「団塊の世代」を初めとする経験豊富な高齢者が、「地域社会を支える担い手」として、自主的にかつ継続して活躍できるような仕組みづくりを検討します。
- 「団塊の世代」や元気な高齢者を地域における福祉保健分野の推進役、地域のサポーターとして積極的に活用し、「支えられる存在」から「地域を自ら支える存在」へと高齢者像を一新し、広く都民に発信していきます。
- 高齢者の社会活動や地域活動への参加を支援・推進する区市町村を支援します。

**【主な施策】**

- ・ **高齢者地域見守り事業**〔高齢社会対策区市町村包括補助事業〕〈再掲〉〔福祉保健局〕  
区市町村の協力・支援のもと、町内会・自治会等の地域の人が在宅の高齢者を直接訪問し、その人の状況、福祉ニーズ等を把握することにより、日常の見守り、支援等につながります。
- ・ **ＴＯＫＹＯシニア情報サイトの運営**〔福祉保健局〕  
地域活性化の推進役として期待される「団塊の世代」や元気な高齢者の地域活動等を促すため、「ＴＯＫＹＯシニア情報サイト」を運営し、区市町村等へ情報提供を行います。
- ・ **施設介護サポーター事業**〔高齢社会対策区市町村包括補助事業〕〈再掲〉〔福祉保健局〕  
潜在的有資格者を含む地域住民が、施設での介護サービスを支える活動に自主的・自発的に参加できる環境を作るため、地域住民に対する施設介護サポーター養成研修及び高齢者施設での施設介護サポーター受入体制の整備を行う区市町村を支援します。
- ・ **団塊世代の高齢者の多様な社会参加を促進する事業**〔高齢社会対策区市町村包括補助事業〕〔福祉保健局〕  
「団塊の世代」や元気な高齢者が地域活動、社会貢献活動などの多様な社会活動に参加し、地域活性を促進する事業や取組を行う区市町村を支援します。

第2節 就労・起業の支援

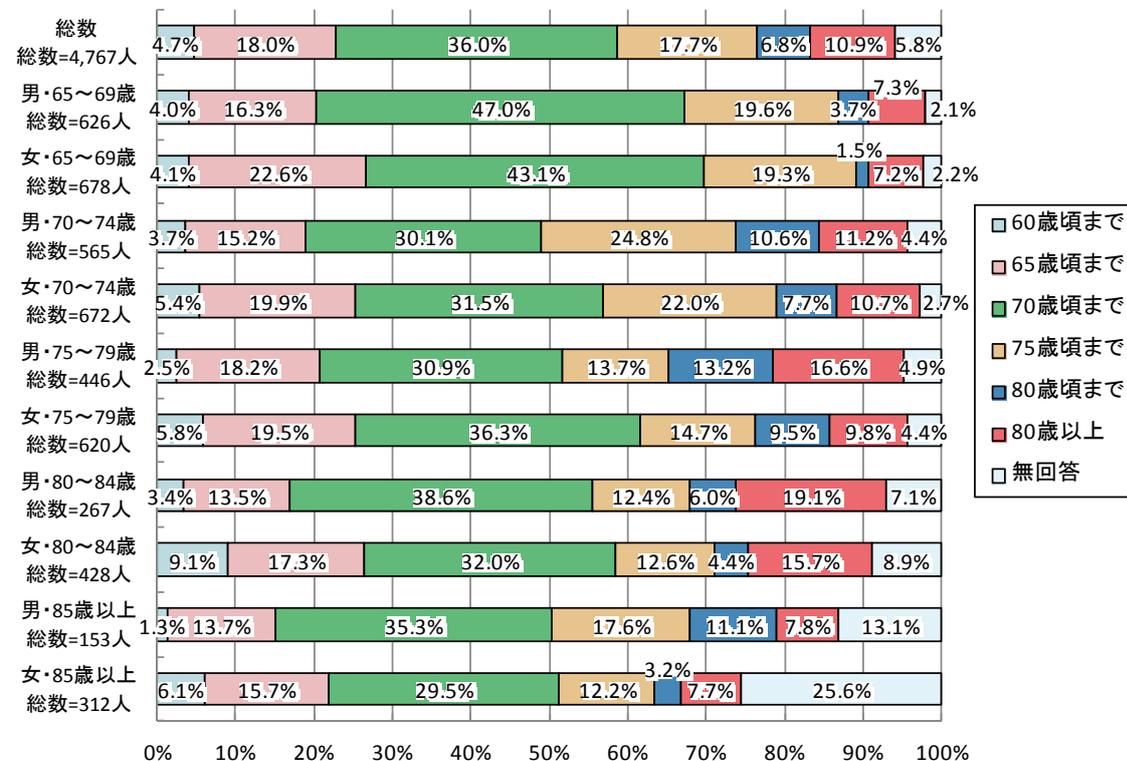
○ 就労を希望する高齢者の就業相談、能力開発や起業を志す高齢者の創業の場の提供などに取り組んでいきます。

1 就労の支援

【現状と課題】

- 少子高齢化の急激な進行に伴い、本格的な人口減少社会が到来し、労働力人口についても今後減少する見通しとなっています。こうした中で、社会の活力を維持していくためには、意欲と能力のある高齢者が社会で活躍できるような仕組みづくりが不可欠です。
- 高齢者のうち、収入を伴う仕事をしている高齢者は3割弱おり（第2部第1章第9節48ページ参照）、男性では41.0%、女性では19.9%の高齢者が仕事をしています。特に「65～69歳」では、男性の61.8%、女性の35.5%が仕事をしています<sup>3</sup>。
- 理想の就業年齢（何歳まで働ける社会が理想か）について、性・年齢階級別に見ると、全ての年齢階級において男女とも、「70歳頃まで」の割合が29.5%から47.0%で最も高くなっています。

<理想の就業年齢（何歳まで働ける社会が理想か）>

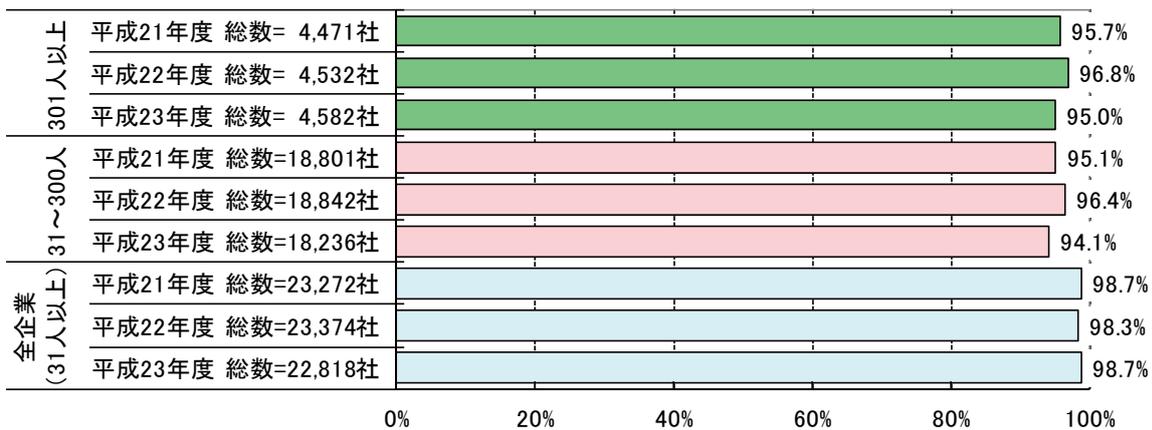


資料：東京都福祉保健局「高齢者の生活実態 東京都福祉保健基礎調査」（平成22年度）

<sup>3</sup> 東京都福祉保健局「高齢者の生活実態 東京都福祉保健基礎調査」（平成22年度）

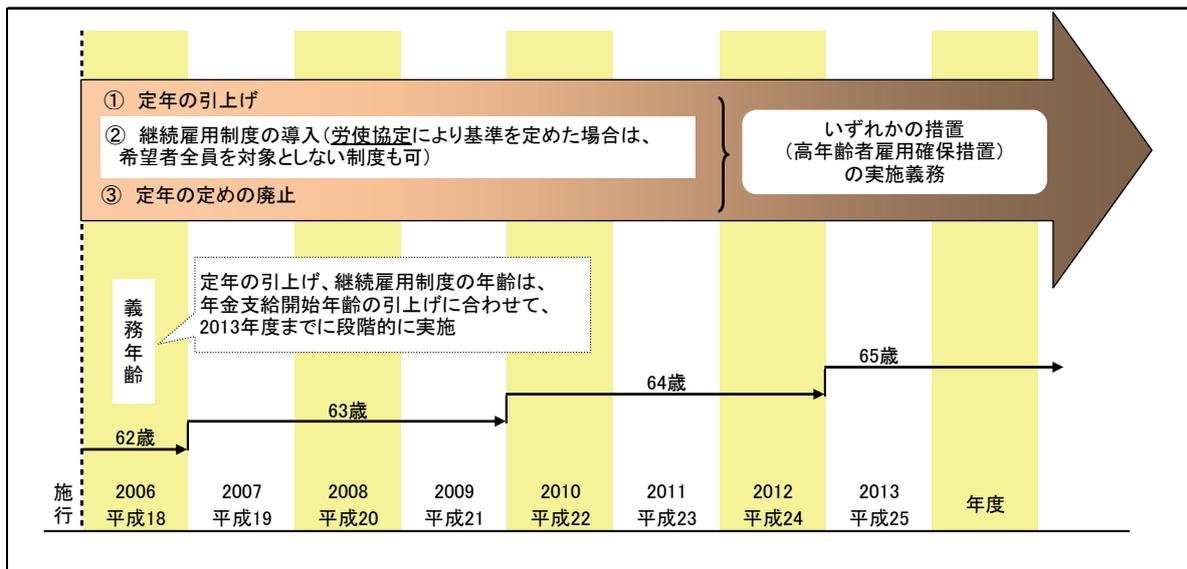
○ 今後、労働力人口の減少が見込まれる中で、高齢者の能力の有効な活用を図ることが重要です。このため、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「高年齢者雇用安定法」という。）に基づき、事業主には高年齢者雇用確保措置の実施が義務付けられています。東京都における実施状況は、平成23年6月1日現在、301人以上の企業で98.7%が実施済みであり、31人から300人までの企業でも94.1%となっており、31人以上の企業のごほとんどが高年齢者雇用確保措置を実施しています。

<高年齢者雇用確保措置を実施した企業の割合>



(注) 各年6月1日現在の数値  
資料：東京労働局『高年齢者の雇用状況』集計結果（平成23年10月）

<高年齢者雇用安定法による高年齢者雇用確保措置の義務付け>



資料：厚生労働省「厚生労働白書」（平成23年版）

- 職業能力開発センター等において高年齢者向け職業訓練を実施しており、特に東京都立中央・城北職業能力開発センター高年齢者校において集中的に取り組んでいます。

### 【施策の方向】

- 高齢者の高い就業意欲と多様な就業ニーズに応えるため、東京しごとセンターにおいて就業相談等の様々な事業を実施するとともに、東京しごとセンターの機能を拡充し、新たに高齢者専門の就業支援窓口として「東京都版シルバーハローワーク（仮称）」を整備します。これらの施策に加え、シルバー人材センター事業等を通じて、高齢者の就業を支援していきます。

### 【主な施策】

#### ・東京しごとセンター事業（高齢者の雇用就業支援）〔産業労働局〕

あらゆる年齢層の人を対象に、一人ひとりの適性或状況を踏まえた雇用就業に関するワンストップサービスを提供します。おおむね55歳以上の高年齢者に対しては、就業相談、能力開発（講習）などを実施します。また、定年退職後、その経験や能力を中小企業で発揮できるようにするために、技能や基礎知識を短期間で修得する育成プログラムと就職面接会を組み合わせた「エキスパート人材開発プログラム」、退職後の様々な生き方や働き方に関する情報等を提供するセミナーを実施します。

#### ・はつらつ高齢者就業機会創出支援事業〔産業労働局〕

区市町村が公益法人等を活用して設置する「アクティブシニア就業支援センター」が、おおむね55歳以上の高年齢者を対象に、就業相談、職業紹介を実施します。また、地域における多様な就業についての情報を収集し、提供します。

#### ・シルバー人材センター事業〔産業労働局〕

働く意欲のある、おおむね60歳以上の高年齢者を対象に、地域の家庭、企業、公共団体から請け負った臨時的かつ短期的又は軽易な仕事を提供します。

#### ・高年齢者訓練〔産業労働局〕

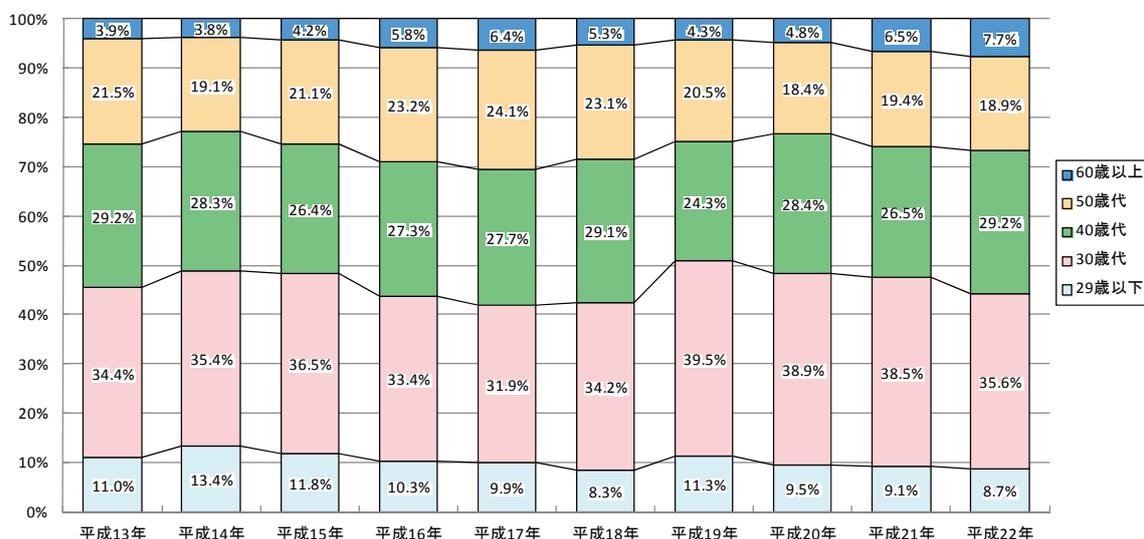
おおむね50歳以上の求職者に対し、就職に向けて必要な知識・技能を学ぶための職業訓練を都立職業能力開発センター等で実施します。

## 2 起業の支援

### 【現状と課題】

- 就業経験豊かな高齢者の中には再就職よりも、専門知識や得意分野を持ち寄って起業する方が、生き生きと働けるという人もいます。
- 日本政策金融公庫「新規開業実態調査」によると、開業者に占める60歳以上の割合は、平成3年から平成12年までは3%未満で推移していましたが、近年は高まっている傾向にあります。
- しかし、新たに事業を開始し、創業した企業を軌道に乗せていくためには、創業の場の確保、資金調達、製品開発、販売ルートの開拓など多くの課題があります。

### <開業時の年齢の分布 [全国] >



資料：日本政策金融公庫「新規開業実態調査」（平成23年）

### 【施策の方向】

- 東京都は、高齢者を含め、広く起業等を志す都民等へ、創業のための場の確保、人材育成などの支援に取り組んでいきます。

### 【主な施策】

#### ・TOKYO起業塾〔産業労働局〕

新産業の創出と起業家の育成を目的に、セミナーを中心とした起業のための総合相談、人材育成、起業家と中小企業や投資家との交流の場の提供などを実施します。

**・ 創業融資〔産業労働局〕**

東京都、東京信用保証協会及び取扱指定金融機関が協調して創業期に必要な資金を融資することで、都内における活発な創業活動を支援します。

**・ インキュベーション施設の運営〔産業労働局〕**

高い成長性が見込まれる産業分野、先端的ものづくり分野等で、創業を図ろうとする者又は創業間もない中小企業者に対し、東京都が整備したインキュベーション施設において、低廉な賃料で創業の場（オフィス等）を提供します。

**・ 定年等就農者セミナー、シニア就農者セミナー〔産業労働局〕**

定年退職等を契機に本格的な農業経営に取り組もうとする中高年農業者に対して、実習を主体とする栽培技術・出荷技術を指導します。

### 第3節 福祉のまちづくりの推進

- 東京都は、東京都福祉のまちづくり条例や高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（建築物バリアフリー条例）の施行を通じて、福祉のまちづくりを支援していきます。
- 高齢者や障害者を含めた全ての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを目指します。

#### 【現状と課題】

- 高齢者や障害者を含めた全ての人が快適な移動をするためには、駅、公共施設などの周辺地域のバリアフリー化や公共交通施設の整備、道路・公園等のバリアフリー化が不可欠ですが、まだ十分とは言えない状況にあります。
- 都内の大多数を占める既存建築物や小規模建築物のバリアフリー化は進んでいないため、促進策を講ずる必要があります。
- 絵文字、多言語表記など、高齢者、障害者、外国人などに分かりやすい内容の案内サインの設置、音声や携帯端末を利用した情報提供等、様々な仕組みが必要です。

#### 【施策の方向】

- 高齢者や障害者を含めた全ての人が安全、快適に広域的な移動ができるよう、道路・公園等の整備を進め、利便性の向上を図ります。
- コミュニティバスの運行支援、ノンステップバスの整備など公共交通機関の利便性の向上に向けた取組を進めていきます。
- 一定規模以上の飲食店や公共建築物の新築、増築等について、引き続き法律や条例に基づく容積率の緩和制度、バリアフリー化の義務付け等によって整備を進めていくとともに、既存の公共建築物や小規模建築物について、望ましい事例のガイドラインを示し、バリアフリー化を促進します。
- 民間の建築物についても、バリアフリー化に向けた改善費の補助を行うなどの支援を行います。
- 高齢者や障害者を含めた全ての人が安心して移動できるよう、案内サインなどの整備を行っていきます。

**【主な施策】**

## ・福祉のまちづくりの普及・推進〔福祉保健局〕

高齢者、障害者を含めた全ての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを実現するため、東京都福祉のまちづくり推進協議会などの会議運営やパンフレットの作成、バリアフリーに関する情報提供などを行います。

## ・ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業〔福祉保健局〕

駅周辺、商店街等の特定の地区において、ユニバーサルデザインの視点に立った先駆的な福祉のまちづくりに取り組む区市町村を支援します。

## ・とうきょうトイレ整備事業〔福祉保健局〕

駅周辺、商店街等の特定の地区において、トイレ整備に取り組む区市町村を支援します。

## ・道路や公園等の都市施設における福祉のまちづくりの推進〔都市整備局、建設局〕

道路事業・河川事業・公園事業・市街地開発事業などによる都市施設の整備において、誰もが安全で快適な移動ができる、住みやすいまちづくりの実現に配慮します。

## ・コミュニティバスの導入〔地域福祉推進区市町村包括補助事業〕〔福祉保健局〕

区市町村が交通空白地域にコミュニティバスを導入する場合に、調査・検討経費、車両購入費、当初3年間の運行導入費を支援します。

## ・だれにも乗り降りしやすいバス整備事業〔福祉保健局〕

高齢者等を初め、誰でも乗り降りしやすいノンステップバスの整備を進めるため、民間バス事業者が行う車両の購入を支援します。

## ・鉄道駅エレベーター等整備事業〔福祉保健局〕

公共交通機関における円滑な移動を図るため、鉄道駅におけるエレベーター等の整備を支援します。

## ・バリアフリー新法に基づく区市町村の基本構想作成に関わる支援業務〔都市整備局〕

旅客施設及び周辺地区のバリアフリー化を進めるため、バリアフリー新法に基づく区市町村の基本構想作成に対する支援を行います。

## ・宿泊施設のバリアフリー化支援事業〔産業労働局〕

高齢者、障害者等が、観光やビジネスのために都内宿泊施設を安全かつ円滑に利用できるよう、バリアフリー化を推進します。

## ・東京ひとり歩きサイン計画〔産業労働局〕

外国人旅行者や障害者、高齢者を含めた全ての人が安心して東京の観光を楽しめるように、ピクトグラム（絵文字）や多言語で表記した観光案内標識を設置します。

## ・わかりやすい案内サインの改良〔交通局〕

高齢者、障害者を含めた全ての人が都営地下鉄を円滑に利用できるよう、駅全体の案内サインを東京メトロと統一したデザインに改良します。